

あま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 成年後見制度の利用を促進するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 権利擁護センターの運営及び相談支援体制の見直しに関すること。
- (2) あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (3) 法人後見の実施、市民後見人の養成等に関すること。
- (4) 成年後見制度利用支援事業の見直し等に関すること。
- (5) 地域連携ネットワークの構築等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 司法関係者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(あま市権利擁護支援センター設立準備委員会設置要綱の廃止)

2 あま市権利擁護支援センター設立準備委員会設置要綱（令和元年あま市告示第7号）は、廃止する。